平成24年

第3回市議会定例会 議案第7号

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を 定める条例の制定について

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例 を次のように定める。

平成24年9月4日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を 定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は,工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第2項の規定に基づき,法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省,厚生省,農林水産省,通商産業省,運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は,法の例による。

(区域ならびに緑地および環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域および当該区域の範囲ならびに当該区域における緑地および環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

| 区域 | 区域の範囲 緑地の面積の敷 | | 環境施設の面積 |
|------|---------------|---------|---------|
| | | 地面積に対する | の敷地面積に対 |
| | | 割合 | する割合 |
| 準工地域 | 都市計画法(昭和 | 100分の10 | 100分の15 |
| | 4 3 年法律第 100 | 以上 | 以上 |

| | 号)第8条第1項 | | |
|-------|----------|---------|---------|
| | 第1号の準工業地 | | |
| | 域 | | |
| 工業地域 | 都市計画法第8条 | 100分の5以 | 100分の10 |
| | 第1項第1号の工 | 上 | 以上 |
| | 業地域および工業 | | |
| | 専用地域 | | |
| 用途指定外 | 都市計画法第8条 | 100分の5以 | 100分の10 |
| 地域 | 第1項第1号の用 | 上 | 以上 |
| | 途地域の定めのな | | |
| | い地域 | | |

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 製造業等に係る工場または事業場(以下「工場等」という。)の敷地が準工地域,工業地域,用途指定外地域または前条に規定する区域以外の区域のうち,2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については,当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下この条において「敷地割合」という。)につき,準工地域,工業地域または用途指定外地域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第5条 市長は,工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域に わたるときは,当該地方公共団体の長と協議し,必要な措置を講ずる ものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和49年6月28日に設置され、または設置のための工事が行われていた工場等(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式により行うものとする。
 - (1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合 附則別表第1
 - (2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2

(函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

3 函館市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成22年函館市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公表された準則」の後ろに「および函館市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年函館市条例第号)により定められた準則」を加える。

附則別表第1(附則第2項関係)

| 区域 | 当該生産施設の面積の変更に | 当該生産施設の面積の変更に |
|-------|---|---|
| | 伴い設置する緑地の面積 | 伴い設置する環境施設の面積 |
| 準工 地域 | $G \frac{P}{S} \left(0.1 - \frac{G_0}{S}\right) $ ただし, | $E = \frac{P}{\left(0.15 - \frac{E_0}{S}\right)} t = t \cup t$ |
| | $\frac{P}{S} \left(0.1 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.1S - G_1 > 0 0 \geq 0$ | $\frac{P}{S} \left(0.15 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.15S - E_1 > 0$ \mathcal{O} |
| | きは G 0.18-G1 とし, | ときは E 0.15S‐E1 とし, |
| | 0.1S-G ₁ 0 のときは G 0 | 0.15S-E1 0 のときは E 0 |
| | とする。 | とする。 |

| 工業地域 | $G = \frac{P}{\left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)}$ ただし, | $E = \frac{P}{2}\left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし, |
|----------|---|---|
| | $\frac{P}{g}$ $\left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ \mathcal{O} | $\frac{P}{g} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0 \text{ m} \ge 0$ |
| | ときは G 0.058-G1 とし, | きは E 0.1S-E1 とし, |
| | 0.05S-G1 0 のときは G 0 | 0.1S-E ₁ 0 のときは E 0 |
| | とする。 | とする。 |
| 用途 指定 | $G \frac{P}{s} \left(0.05 - \frac{G_0}{s} \right) $ ただし, | $E = \frac{P}{2}\left(0.1 - \frac{E_0}{S}\right) t = t U$ |
| 外地域 | $\frac{P}{g}$ $\left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ \mathcal{O} | $\frac{P}{S} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1S - E_1 > 0 \text{ m} \ge 0$ |
| | ときは G 0.058-G1 とし, | きは E 0.18-E1 とし, |
| | 0.05S-G1 0 のときは G 0 | 0.1S-E ₁ 0 のときは E 0 |
| | とする。 | とする。 |

- 備考 この表において,次の各号に掲げる記号の意義は,それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - (2) P 当該変更に係る生産施設の面積
 - (3) 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 - (4) G 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。第6号において同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
 - (5) S 当該既存工場等の敷地面積
 - (6) G 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
 - (7) E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
 - (8) E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届

出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。次号において同じ。)の面積の合計のうち,昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

(9) E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2(附則第2項関係)

| 則別衣弟~(削則弟~頃関係) | | |
|--------------------|--|--|
| 区域 | 当該生産施設の面積の変更に | 当該生産施設の面積の変更に |
| | 伴い設置する緑地の面積 | 伴い設置する環境施設の面積 |
| 準工 地域 | $G \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.1 - \frac{G_{0}}{S} \right) $ ただし, | $E \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.15 - \frac{E_{0}}{S} \right) $ ただし, |
| | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.1 - \frac{G_{0}}{S} \right) > 0.1S - G_{1} > 0$ | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.15 - \frac{E_{0}}{S} \right) > 0.15S - E_{1} > 0$ |
| | のときは G 0.1S-G1 とし, | のときは E 0.15S-E1 とし, |
| | 0.1S-G ₁ 0 のときは G 0 | 0.15S‐E₁ 0 のときは E 0 |
| | とする。 | とする。 |
| 工業地域 | G $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.05 - \frac{G_{0}}{S} \right)$ ただし, | $E = \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.1 - \frac{E_{0}}{S} \right) $ |
| | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{I} \left(0.05 - \frac{G_{0}}{S} \right) > 0.05S - G_{1} > 0$ | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{I} \left(0.1 - \frac{E_{0}}{S} \right) > 0.1S - E_{1} > 0$ |
| | のときは G 0.058-G1 とし, | のときは E 0.1S-E1 とし, |
| | 0.05S-G1 0 のときは G 0 | 0.1S-E1 0 のときは E 0 |
| | とする。 | とする。 |
| 用途 指定 | G $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.05 - \frac{G_{0}}{S} \right)$ ただし, | $E \sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{j} \left(0.1 - \frac{E_{0}}{S} \right) $ ただし, |
| 外地域 | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{I} \left(0.05 - \frac{G_{0}}{S} \right) > 0.05S - G_{1} > 0$ | $\sum_{j=1}^{n} \frac{P_{j}}{I_{j}} \left(0.1 - \frac{E_{0}}{S} \right) > 0.1S - E_{1} > 0$ |
| | のときは G 0.058-G1 とし, | のときは E 0.1S-E1 とし, |
| | 0.05S-G ₁ 0 のときは G 0 | 0.1S-E ₁ 0 のときは E 0 |

とする。

とする。

- 備考 この表において,次の各号に掲げる記号の意義は,それぞれ当 該各号に定めるところによる。
 - (1) G , G , S , G , E , E₀および E₁ 附則別表第 1 備考に規定する意義
 - (2) n 当該既存工場等が属する業種の個数
 - (3) Pi 当該変更に係る j業種に属する生産施設の面積
 - (4) j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律による工場立地法の一部改正に伴い,同法の規 定により公表された工場立地に関する準則に代えて適用すべき準則を定 めるため